

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市伏見区深草下川原町他地内				
路線名又は河川名等	路線名又は河川名等				
工事名	都市基盤河川改修事業 東高瀬川改修（その3）工事				
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで				
事業課(所)名	河川整備課	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄
<input type="checkbox"/>

工事概要

工事延長			m	49.4
矢板護岸工	枚	71	構造物撤去工	式 1
仮設工	式	1	家屋調査費	式 1

施工理由

本工事は、一級河川東高瀬川の河川整備計画に基づき、都市基盤河川改修事業として、治水機能の向上を図る護岸工事を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年7月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年7月	
基 準 適 用 年 月	2025年7月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	01:河川工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価（円）	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
矢板護岸工	矢板工	添接板(材料費)	材料:SM490A,規格:19×180×690		枚	2,204	材料費	
矢板護岸工	矢板工	開先加工			箇所	10,400	施工費	
矢板護岸工	矢板工	油圧式杭圧入引抜機据付・解体	鋼矢板型式:III型,機種:低空頭対応型		回	135,800	施工費	右岸左岸共通
矢板護岸工	矢板工	鋼矢板圧入(低空頭対応)	鋼矢板型式:III型,鋼矢板平均長さ:6.5m 鋼矢板打込長:6m,鋼矢板平均引抜長:0m,継ぎ施工:有		枚	243,000	施工費	右岸左岸共通
矢板護岸工	矢板工	自走装置取付・取外し	鋼矢板型式:III型,機種:低空頭対応型		回	172,100	施工費	右岸左岸共通
矢板護岸工	矢板工	機械自走	鋼矢板型式:III型,機種:低空頭対応型		枚	2,385	施工費	右岸左岸共通
矢板護岸工	矢板工	搬送用レール設置・撤去			m	27,490	施工費	右岸左岸共通
仮設工	運搬処理工	残土等処分	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)		m ³	3,780	処分費	
仮設工	運搬処理工	廃プラスチック処分			kg	25	処分費	

設計内訳書 (本01)

工事名	都市基盤河川改修事業 東高瀬川改修 (その3) 工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
築堤・護岸		式	1				
矢板護岸工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂,施工方法:現場制約あり	m3	30				(概)
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂,土質:土砂,施工方法:現場制約あり,締固めの有無:有り	m3	30				(概)
矢板工		式	1				
鋼矢板 (材料費)	鋼矢板の材質:SYW295,鋼矢板の種類:III型,鋼矢板1枚当りの長さ:6.5m/枚	枚	71				
添接板 (材料費)	材料:SM490A,規格:19×180×690	枚	355				
開先加工		箇所	355				
油圧式杭圧入引抜機据付・解体 (右岸側)	鋼矢板型式:III型,機種:低空頭対応型	回	1				
鋼矢板圧入(低空頭対応) (右岸側)	鋼矢板型式:III型,鋼矢板平均長さ:6.5m,鋼矢板打込長さ:6m,鋼矢板平均引抜長さ:0m,継ぎ施工:有	枚	33				
自走装置取付・取外し (右岸側)	鋼矢板型式:III型,機種:低空頭対応型	回	1				
機械自走 (右岸側)	鋼矢板型式:III型,機種:低空頭対応型	枚	33				

設計内訳書 (本01)

工事名	都市基盤河川改修事業 東高瀬川改修 (その3) 工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
搬送用レール設置・撤去 (右岸側)		m	16					
油圧式杭圧入引抜機据付・解体 (左岸側)	鋼矢板型式: III型, 機種: 低空頭対応型	回	1					
鋼矢板圧入 (低空頭対応) (左岸側)	鋼矢板型式: III型, 鋼矢板平均長さ: 6.5m, 鋼矢板打込長さ: 6m, 鋼矢板平均引抜長さ: 0m, 継ぎ施工: 有	枚	38					
自走装置取付・取外し (左岸側)	鋼矢板型式: III型, 機種: 低空頭対応型	回	1					
機械自走 (左岸側)	鋼矢板型式: III型, 機種: 低空頭対応型	枚	38					
搬送用レール設置・撤去 (左岸側)		m	16					
構造物撤去工		式	1					
構造物取壊し工		式	1					
コンクリート構造物取壊し	構造物区分: 鉄筋構造物, 工法区分: 人力施工	m ³	0.4					
コンクリート構造物取壊し	構造物区分: 無筋構造物, 工法区分: 人力施工	m ³	0.09					
鋼材切断	鋼材規格 (種類他): 鋼矢板 (II, III, IV, V, VL, IIw, IIIw, IVw, 10H, 25H型)	箇所	10					
運搬処理工		式	1					
殻運搬	殻種別: コンクリート殻 (鉄筋)	m ³	0.4					

設計内訳書 (本01)

工事名	都市基盤河川改修事業 東高瀬川改修 (その3) 工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.09				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	0.4				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.09				
現場発生品運搬	トラック機種:クレーン装置付2t級, 発生材種類:スクラップ	t	0.83				
スクラップ	規格:へび-H2	t	-0.83				
仮設工		式	1				
工事用道路工		式	1				
路体(築堤)盛土 (参考数量)	施工幅員:4.0m以上, 障害の有無:有り, 材料:山土(盛土用良質土)	m3	220				(概)
掘削 (参考数量)	土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量:小規模(標準)	m3	250				(概)
敷鉄板 (参考数量)	鋼材規格:22×1, 524×3, 048(mm), 作業区分:設置・撤去	m2	364				(概)
運搬処理工		式	1				
積込(ルース)	土質:土砂, 作業内容:小規模(標準)	m3	20				
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	270				

設計内訳書 (本01)

工事名	都市基盤河川改修事業 東高瀬川改修 (その3) 工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
残土等処分	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m ³	270					
廃プラスチック積込運搬		kg	58					
廃プラスチック処分		kg	58					
仮水路工		式	1					
暗渠排水管積込運搬		回	2				(概)	
暗渠排水管設置・撤去 (参考数量)	種別:高密度ポリエチレン管ダブルφ500(流用)	m	36				(概)	
暗渠排水管継手 (材料費) (参考数量)	種別:高密度ポリエチレン管ダブルφ500	個	8				(概)	
ポンプ設置・撤去 (参考数量)		箇所	1				(概)	
ポンプ運転 (参考数量)	排水量区分:0以上40(m ³ /s)未満,排水方法:作業時排水	日	44				(概)	
大型土のう (参考数量)	作業区分:製作・設置,袋詰土区分:購入土,設置作業半径:6m以下,大型土のう規格:H=1.08m,W=1.1m	袋	25				(概)	
大型土のう (参考数量)	作業区分:撤去,設置作業半径:6m以下	袋	25				(概)	
交通管理工		式	1					
交通誘導警備員	B	人日	87					

設計内訳書 (本01)

工事名	都市基盤河川改修事業 東高瀬川改修 (その3) 工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 10.2%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
仮設材運搬費	仮設材種別:鋼矢板・添接板, 作業区分:取卸しのみ	t	30.98				
仮設材運搬費 (参考数量)	仮設材種別:敷鉄板, 作業区分:積込み・取卸し(往復分)	t	62.69				
事業損失防止施設費		式	1				
家屋調査費		式	1				内 1号
現場環境改善費		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	都市基盤河川改修事業 東高瀬川改修（その3）工事				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	家屋調査費							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	家屋調査費(一式)		式	1				01-02-02
	合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 都市基盤河川改修事業 東高瀬川改修（その3）工事
工事場所 京都市伏見区深草下川原町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、設計図書によるほか、土木請負工事必携（以下、請負工事必携という。）（令和6年8月）及び特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）によらなければならない。なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

第2条（受注者希望方式による月単位の週休2日の実施）

- 1 本工事は京都市建設局週休2日工事の対象（受注者希望方式による月単位の週休2日）であり、京都市建設局週休2日工事実施要領に基づいて実施する。ただし、通期の週休2日は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、月単位の週休2日の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、月単位の週休2日の実施内容を反映させること。
- 3 月単位の週休2日を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する京都市建設局週休2日工事に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に京都市建設局週休2日工事（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施）

- 1 本工事は、京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事の対象（ただし、受注者希望方式）であり、京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目の創意工夫において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 作業に当たっては、必要に応じて工事内容や期間等を記載したビラを配布・掲示し、周辺住民等へ適切に周知を行うこと。
- 2 工事車両に付着した泥等により道路を汚さないこと。道路を汚した場合は、速やかに清掃を行うこと。また、河川に濁水や有害物を流さないこと。
- 3 作業箇所への出入りは、他の車両や歩行者等に十分に注意し、安全に行うこと。
- 4 小路に必要な資機材は、第三者による事故等がないよう適切に管理・保管すること。
- 5 鋼矢板1枚当り5箇所の継ぎ施工を想定している。継ぎ目の位置は、監督職員と協議のうえ決定する。鋼矢板（材料費）は、購入品（新品、地域エキストラ含む）とする。
- 6 仮水路工で使用する暗渠排水管は、過年度工事で使用した材料を流用する計画であり、仮置場から現場まで（L = 5.5 km）の往復の積込運搬費は、暗渠排水管積込運搬にて計上している。また、本材料は次年度以降も再利用する計画のため、処分費は計上していない。
- 7 積算条件としての京都市役所から現場までの距離は、L = 5.8 kmとする。

第2条（工程）

- 1 受注者は、契約後速やかに監督職員と施工方法（工程調整事項等）の協議を行い、その内容を施工計画書に反映させること。
- 2 本工事の工期設定に当たっては、作業期間内の雨天日、猛暑日、土曜・日曜・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を不稼働日として、また、余裕工期として、約30日を見込んでいる。
- 3 週間工程表は、前週金曜日（閉庁日の場合は直前の開庁日）に監督職員へ提出すること。また、長期休暇中の緊急連絡体制は、監督職員が別途指示する様式にて提出すること。
- 4 河川内の作業は、非出水期（10月16日から翌年6月15日まで）とする。

第3条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 1日当たりの編成人数	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
作業範囲周辺	2～3名	2～3名（交通誘導警備員B）	昼間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

【監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品】

工種・種別等	細別	材料・資材・製品
矢板工	鋼矢板（材料費）	S Y W 2 9 5、鋼矢板Ⅲ型
矢板工	添接板（材料費）	S M 4 9 0 A、19×180×690

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の表3-1-1段階確認一覧表に示す各種別、品質管理基準及び規格値による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、不可視部分等の判別できる施工管理記録（出来形成果表等）や写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

共通仕様書（3-1-1-4）の段階確認一覧表（表3-1-1）に基づき実施する段階確認

工種・種別等	細別（確認時期）	確認項目
矢板工	鋼矢板圧入（打込時）	<ul style="list-style-type: none"> 材料確認を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 打設前に板長を測定し、打設長を算出し設計根入れ長と比較する。 継手溶接部の適否について、目視し、浸透深傷試験（JIS Z 2343）、放射線透過試験（JIS Z 3104）又は超音波深傷試験（JIS Z 3060）により確認する。
	鋼矢板圧入（打込完了時）	<ul style="list-style-type: none"> 基準高、変位が規格値以内であるか確認する。

※上表の確認頻度は、試験矢板+1回/50枚とする。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は、京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例及び京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート殻（鉄筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 乙訓郡大山崎町字下植野小字北牧方25	設計運搬距離 L=10.3km
コンクリート殻（無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 亀岡市篠町王子桜木22番4	設計運搬距離 L=15.1km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町78	設計運搬距離 L=5.8km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土	（指定地処分）株式会社洛東建設 京都市南区吉祥院長田町517	設計運搬距離 L=3.4km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合

(2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合

(3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

(1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））

(2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、積算受入地という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、提案受入地という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分にかかる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

<スクラップ>

建設副産物	受入場所	備考
スクラップ（ヘビーH2）	京都市南区上鳥羽鉾立町4	設計運搬距離 L=1.8km

第2条（特定建設資の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（最終改定平成26年6月4日）（以下、建設リサイクル法という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の6解体工事に要する費用等に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工（杭基礎等）	基礎工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	その他の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、第1条（建設副産物の適正処理）において示したとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

再資源化等が完了した年月日	再資源化等をした施設の名称及び所在地	再資源化等に要した費用
---------------	--------------------	-------------

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、検査に必要な工事書類については、工期末の15日前までに提出すること。

第2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）（令和6年2月）（以下、試行方針という。）及び京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）（令和6年2月）（以下、試行要領という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。
- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、試行要領の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 試行要領により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の創意工夫及び工事特性の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第3条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下、システムという。）の利用対象とする。システムを利用できない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（以下、ガイドラインという。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、京都市建設局電子納品実施要領（以下、要領という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認し、最新版の要領を使用すること。

第4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）（令和5年3月）及び建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）段階確認、材料確認及び立会の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、段階確認、材料確認及び立会だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4）成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目の創意工夫において、1点の加点とする。

第5条（家屋調査）

- 1 本工事では、本工事に伴う地盤変動により生じた建物等の損傷を確認するため、家屋事前調査を行うものとする。
- 2 家屋調査の作業実施については、用地調査等業務共通仕様書（近畿地方整備局：令和6年3月22日改正）及び地盤変動影響調査算定要領（近畿地方整備局）（以下、共通仕様書等という。）によるものとする。なお、共通仕様書等に明示されていない事項等、疑義が生じた場合には監督職員と協議するものとする。
- 3 本調査による成果及び関係書類は3部作成し、発注者、受注者、家屋所有者が保管するものとする。家屋所有者に報告するときは、受注者及びその調査を行った責任者が、家屋の状況を説明したうえで、家屋所有者の確認印をもらうこと。
- 4 成果品の内容に不備が認められた場合は、受注者の責任において修正を行うものとする。
- 5 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第3条第1項に規定する主任担当者を配置するものとする。
- 6 主任担当者は、次の各号どちらかに定める資格を有する者を充てなければならない。
 - (1)用地調査等の主たる補償業務に関して7年以上の実務経験を有する者。
 - (2)用地調査等の主たる補償業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。）等、発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認められた者。
- 7 家屋調査についての積算は、用地調査等業務費積算基準により算定している。
- 8 本工事における内容及び対象調査家屋及び旅費交通費については、下表のとおりとする。なお、調査区域については別図による。

【対象調査家屋】

No	建物の区分	規模（延床面積：m ² ）	単位	件数	備考
1	非木造建物イ	601.22	棟	1	建物内部調査あり
2	工作物	701.14	箇所	1	

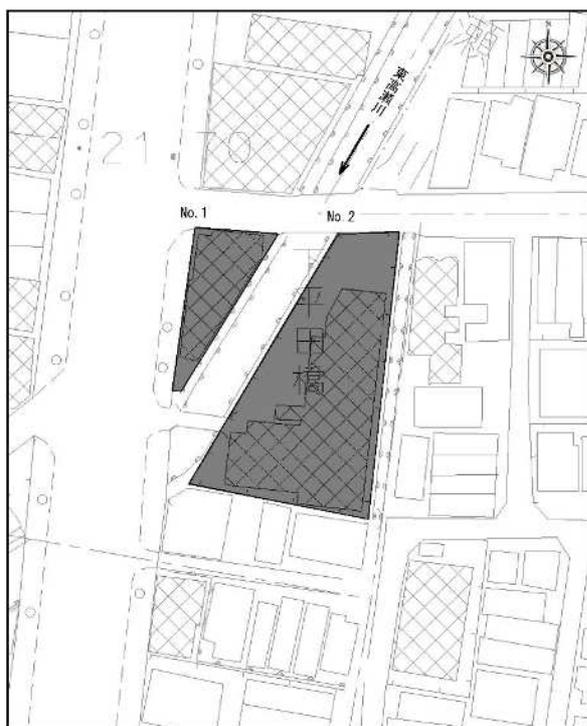
【地盤変動影響調査等】

細別	単位	数量	備考
打合せ協議	業務	1	中間打合せ回数：1回
作業計画書の作成	業務	1	
現地踏査	業務	1	
事前調査	式	1	【対象調査家屋】参照
事後調査	式	1	【対象調査家屋】参照
旅費交通費	往復	10	【旅費交通費】参照

【旅費交通費】 ※ 1 往復当りの費用

名称	規格	単位	数量	適用
ガソリン	レギュラー	L	1.08	2.7 L / 時間 × 0.4 時間
損料	ライトバン 1.5 L	時間	0.40	運転時間当り損料 (9) 欄
損料	ライトバン 1.5 L	日	1.00	供用日当り損料 (11) 欄

【別図】 調査区域



第6条 (借地)

本工事では、工所用資機材の搬入出路として、下図に示す 13 m² を工事期間中のみ無償で借地することができる。



位置図

